

○ 西いぶり広域連合職員住居手当支給規則

〔平成12年3月28日  
規則第21号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、西いぶり広域連合職員の住居手当の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(室蘭市規則の準用)

第2条 この規則の施行については、室蘭市職員住居手当支給規則（昭和46年室蘭市規則第5号）の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年11月1日から施行する。